

(2) 営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとする。
その農業経営改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

農用地の利用に当たっては、地域全体における利用の状況との関係が重要であるので、個々の経営体の計画である農業経営改善計画に本要件を課したものである。

具体的には、農業経営に供される農用地の利用が作付地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていない計画は認定しないこととしている（施行通知第五の4）。